

独立行政法人自動車事故対策機構
平成24年度業務実績評価調書

平成25年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成24年度計画			
<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営の効率化 全国に置かれている主管支所及び支所については、①支所等の間で配置人員と業務量に較差があること、②被害者援護業務を充実させる方向にあること、③安全指導業務の民間参入を促進することとしていること、④適性診断事業の電子化が完了したことを踏まえ、支所業務の集約化・効率化にとどまらず、これらの状況に応じた支所の人員配置、体制の見直しを含め検討し、平成25年度までに結論を得て、平成28年度までに合理化を図ります。</p>	<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営の効率化 全国に置かれている主管支所及び支所については、適性診断業務の電子化が完了したことを踏まえ、業務の集約化・効率化を引き続き行うとともに、今後における安全指導業務の民間参入の状況及び被害者援護業務拡充の状況と合わせ、支所間の進捗状況と合わせ、支所間の要員配置と業務量との較差を踏まえた上で、支所の合理化のための調査及び内容を検討するための体制を整え、平成25年度までに結論を得ることとします。</p>	A	<p>○ 全国に置かれている主管支所・支所（以下「支所等」という。）の合理化について調査・検討するため、平成24年5月に組織合理化検討委員会（以下「検討委員会」（※1）という。）を設置し、また、検討委員会の下に、合理化方策の検討のための基礎調査等を実施する組織合理化検討プロジェクトチーム（以下「PT」（※2）という。）を設置し、体制を整えた。</p> <p>○ 検討委員会を平成25年3月までに計5回、PTを随時開催した。 18支所等での現地調査やヒアリングを含め、改めて支所の業務実態を調査し、基礎的データを整理するとともに、安全指導業務への民間参入や被害者援護業務の拡充の状況を含めた調査の結果を踏まえ、可能な合理化のあり方について検討を推進した。</p> <p>○ これらの取組により、着実な実施状況にあると認められる。</p> <p>※1 検討委員会構成メンバー：理事長、各理事、各審議役、各部長、室長 ※2 PT 構成メンバー：各部マネージャークラス等</p>	
<p>(2) 人材の活用 産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行います。さらに職員の資質の向上のため、事業環境に即した研修カリキュラムを随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。</p>	<p>(2) 人材の活用</p> <p>① 安全指導業務、被害者援護業務に必要な人材として、産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を引き続き行うとともに、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。</p> <p>② 安全指導業務や被害者援護業務等の質の向上を図るため、必要に応じて研修カリキュラ</p>	A	<p>○ 安全指導業務、被害者援護業務に必要な人材として、産業カウンセラー資格を23人、ホームヘルパー資格を11人に新たに取得させ、安全指導業務や被害者援護業務に従事させるなど、人材の有効活用を図った。 また、社会福祉主事任用資格を有する者1人、産業カウンセラー資格を有する者1人の経験者採用を行い、即戦力として活用した。 産業カウンセラー等の資格取得職員の積極的な活用や事業環境の変化に対応した経験者採用を着実に実施し、継続的に人材の有効活用に努めた。</p> <p>○ 機構職員の能力・実績を適正に評価し、評価結果を基に勤勉手当及び定期昇給に反映する勤務評価制度を適切に運用し、職員が意欲を持ってその能力を発揮できる環境づくりに努めた。</p> <p>○ 職員の資質向上・育成強化のため、以下の業務別専門研修、階層別研修等の充実を積極的に図った。 （指導講習における講師の育成強化）</p>	

ムの見直しを行いながら、研修の充実を図り、職員の資質の向上及び育成を行います。

- ・ 運行管理者の指導講習において講義することができる第一種講師を育成するため、1人に対して第一種講師要件研修を実施した。
 - ・ 飲酒運転防止指導の観点から、飲酒の体に及ぼす影響等について専門教育を行う講師を育成するために、「ASKの飲酒運転防止インストラクター養成講座」を25人に受講させた。
- (適性診断のカウンセリング技術の向上)
- ・ 適性診断においてカウンセリングを実施することができる第一種カウンセラーを養成するため、28人に対して第一種カウンセラー資格要件研修を実施した。
 - ・ 第一種カウンセラー・第二種カウンセラー192人に対して、カウンセラー教育・訓練を実施した。
- (安全マネジメント業務への対応に向けた充実)
- ・ 安全マネジメント業務を新たに担当する職員53人に対して、安全マネジメント担当者研修を実施し、安全マネジメントに関する最新情報の提供、知識の習得、技能向上を図った。
 - ・ コンサルティングを新たに担当する職員39人に対して、アドバイザー資格を習得するためのアドバイザー・資格取得研修を実施し、コンサルティング手法の習得を図った。また、33人に対して、資質向上を図るためのアドバイザー・スキルアップ研修を実施し、コンサルティング手法の技術向上を図った。
 - ・ 運輸安全マネジメント評価業務を担当する安全評価員を育成するため、安全評価員候補者12人に対して、運輸安全マネジメント評価スキルアップ研修を実施し、当該評価に関する最新情報の提供、評価上必要とされる知識の習得・向上を図った。また、安全評価員に対して、評価実施時のOJTにより、インタビュー技法、評価報告書の作成等に係る力量の維持・向上を図った。
- (被害者援護業務の質的向上に向けた取組)
- ・ 被害者援護業務の実施体制強化のため、コーディネーター(被害者支援専門員)候補者5人に対して、医師、看護師、社会保険労務士等を講師としたコーディネーター養成研修を実施し、被害者援護業務の質的向上を図った。
 - ・ 介護料受給者宅等への訪問支援の充実を図るため、職員30人に対して、看護師、メディカルソーシャルワーカーを講師とした訪問支援業務担当者研修を実施し、自宅介護で使われる医療機器、介護に関する専門的知識の習得を図った。
 - ・ 被害者援護業務未経験の職員23人に対して、新たに被害者援護業務初任者研修を実施し、知識等の習得を図った。
- (ISO39001の基礎知識等の養成)
- ・ ISO39001構築支援コンサルティングを担当するコンサルタントを育成するため、コンサルタント候補者13名のうち10名を外部研修機関の行うISO39001基礎研修・審査員研修に参加させるとともに、13名に対して内部研修を実施し、コンサルティング実務に関する知識等の習得を図った。

			<p>(会計事務の基礎知識等の養成)</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正行為防止の心構え、会計事務の基礎知識等を養成するため、新たに会計事務の担当となった職員 15 人に対して、会計事務担当職員研修を実施し、会計事務の基礎知識の習得を図った。 <p>(階層別研修の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規採用職員、中堅職員(チーフ級、アシスタントマネージャー級)、新任マネージャーに対する階層別研修を実施し、質的向上を図った。 <p>○ これらの取組により、研修の充実を図り、積極的に職員の資質向上・育成を行っている。また、安全指導業務で培ったカウンセリング手法を訪問支援、介護料受給者・家族の交流会等に活用するなど、研修や業務において習得した知識やノウハウを各業務間において有効活用しており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>(3) 業務の運営の効率化</p> <p>①安全指導業務</p> <p>ITを活用し、指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合を中期目標期間の最終年度までにそれぞれ 60%以上とします。また、契約事業者(注1)及び貸出機器(注2)による一般診断の利用促進を図るため、支所以外での受診者の割合を、中期目標期間の最終年度までに 50%以上とします。</p> <p>これらの取組を通して業務の効率化を図るとともに、民間参入の状況等を踏まえながら、業務運営の効率化を図ります。</p> <p>(注1)「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。</p> <p>(注2)「貸出機器」とは、貸出用のインターネット適性診断機器をいう。</p>	<p>(3) 業務の運営の効率化</p> <p>①安全指導業務</p> <p>指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合について、予約受付開始日を早めるなど利便性の向上を図ることにより 40%以上とします。</p> <p>また、契約事業者(注1)及び貸出機器(注2)による一般診断の利用促進を図るため、契約事業者に対する働きかけや講習会等での貸出機器の周知を行い、支所以外での受診者の割合を 46%以上とします。</p> <p>民間参入の状況等を踏まえつつ、上記取組を通じて受付業務等の省力化による支所内業務の効率化を図ります。</p> <p>(注1)「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。</p> <p>(注2)「貸出機器」とは、貸出用のインターネット適性診断機器をいう。</p>	<p>A</p>	<p>○ 指導講習・適性診断に係るインターネット予約の利用促進を図るため、予約受付の 24 時間化や優先的な予約受付による利便性の向上といったインセンティブを訴求しつつ、自動車運送事業者(以下「事業者」という。)に対してインターネット予約のパンフレットを配布するとともに、電話による予約受付時に説明した。また、実際の操作を交えた予約方法の説明等も実施しており、インターネット予約率は、指導講習において 52.5%(前年度 18.0%)、適性診断において 32.1%(前年度 18.4%)となった。</p> <p>○ 指導講習については、目標値を大幅に超える達成状況であったが、適性診断については、大手事業者のインターネット環境において、セキュリティ上の使用制限があったことにより、予約システムの利用ができないといった事業者側の事情等があり、利用率が目標値に達しなかった。しかしながら、平成 25 年 4 月末時点では 43.4%となり、時間差はあるものの事業者の理解が得られてきており、平成 24 年度中におけるインターネット予約促進の効果が現れたものと考えられる。</p> <p>○ 支所等以外での一般診断受診の促進を図るため、契約事業者に対しては、新適性診断システム(i-NATS)の利用により、自社において適性診断の受診が常時可能となる環境を提供するとともに、過去の受診状況についての情報を提供し、定期的な繰返し受診を勧め、利用促進を図った。</p> <p>また、貸出機器については、講習会等において、貸出機器の利用により契約事業者と同等の利便性が得られること等を説明し、事業者の理解が得られたことにより、貸出機器による受診者数が増加した。</p> <p>この結果、支所等以外での一般診断の受診者の割合は、47.4%(対前年度比 4.9 ポイント増)となった。</p> <p>○ これらの取組により、着実な実施状況にあると認められる。</p> <p>なお、インターネット予約率の向上は、業務運営の効率化が図られ、他業務への重点化に資するものであり、事業者の理解を一層広めるための取組が必要である。</p>	

<p>②療護施設</p> <p>ア 療護センターの医療水準及びコスト水準等について、タスクフォース（注3）による外部評価を行い、その結果をホームページで公表します。</p> <p>（注3）外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関</p> <p>イ 療護施設の運営委託費のコスト要因を毎年度分析し、必要な医療水準を維持しつつ、引き続きコスト削減に努めます。</p> <p>ウ 療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、年間10,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図ります。</p>	<p>②療護施設</p> <p>ア 療護センターの医療水準及びコスト水準等について、タスクフォース（注3）による外部評価を行い、その結果をホームページで公表します。</p> <p>（注3）外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関</p> <p>イ 療護施設の運営委託費のコスト要因について、他の医療機関を参考に分析し、必要な医療水準を維持しつつ、引き続きコスト削減に努めます。</p> <p>ウ 療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と情報を共有するなど、協力を図りながら、年間10,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図ります。</p>	A	<p>○ 医療水準・コスト水準等に関しタスクフォースによる外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表した。</p> <p>○ 療護センターの運営委託費のコスト要因については、外部委託により他の医療機関を参考にしつつ、財務状況、経営効率等を把握するとともに、財務分析、入院収益、診療行為に関する分析等を行った。また、委託病床については、委託先病院における委託病床に係る収支状況について、個別の調査を実施した。</p> <p>○ 平成24年度の運営委託費については、障害者施設等入院基本料の変更に伴う収入の減少、入院患者家族からの要望が強いリハビリテーションに関しての体制の強化、委託先病院の給与改定に伴う人件費の増加、東日本大震災後減回していた患者入浴回数の回復に伴う光熱費の増加等により増加しているが、医薬品購入の見直し、パンフレット作成費の縮減等について、その都度検討を行い、コスト削減に努めている。</p> <p>○ 療護センターが保有する高度先進医療機器（MRI、PET等）の外部検査については、11,385件（対前年度比1,054件、10.2%増）を受託し、目標数を達成した。収入については、1億9,528万円（同比918万円、4.9%増）となった。</p> <p>○ これらの取組により、着実な実施状況にあると認められる。人件費増加等による療護センターの運営委託費の増加については、基本的な看護体制を確保しつつ、効率的・効果的な実施体制等について検討する必要がある。</p>	
<p>③交通遺児等への生活資金の貸付</p> <p>ア 債権管理規程等を必要に応じて見直すとともに、適切な債権管理を行うことにより、中期目標期間の毎年度に回収率90%以上を確保します。</p> <p>イ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。</p> <p>ウ 貸付の減少要因の分析や貸付需要の把握を行うとともに、貸付制度の周知を徹底します。また、貸付を受けた</p>	<p>③交通遺児等への生活資金の貸付</p> <p>ア 債権管理規程等を必要に応じて見直すとともに、適切な債権管理を行うことにより、回収率90%以上を確保します。</p> <p>イ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。</p> <p>ウ 貸付制度の周知を徹底するとともに、債権管理目標を設定し、貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の</p>	A	<p>○ 延滞等の問題が生じ又は生じる可能性のある債権について、延滞金が付加されないよう適切な措置を講ずるため、債権管理規程に基づき債権を分類した上で、債権管理目標を設定し、早期折衝に取り組んだ結果、平成24年度は、一般債権から貸倒懸念債権に分類換えされた債権が減少し、債権回収率90.5%を確保した。</p> <p>○ 債権管理委員会において、適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表した。</p> <p>○ 貸付制度の周知については、損害保険会社、警察、社会福祉協議会等に対してリーフレットを配布するとともに、各市町村の広報誌に掲載した。</p> <p>また、内閣府主催の交通遺児等支援担当者（学識経験者、各県警察、自治体、被害者支援団体等）による意見交換会（東京、福岡及び仙台で開催）に参画の上、貸付制度等の周知に関する協力依頼を行った。</p> <p>さらに、自動車整備事業者に損害保険代理店が多いことから、自動車整備事業者を会員とする一般社団法人日本自動車整備振興会（以下「日整連」という。）に対し、会報での紹介記事の掲載や、会員（9万7千事業者）に対するリーフレットの送付を依頼した。</p>	

<p>者に対する債権管理・回収の一層の強化を行います。さらに、債権管理・回収コスト要因を他の制度と比較するなどして分析するとともに、その結果を踏まえた業務運営等の見直しにより、コスト削減を図ります。</p> <p>エ あわせて、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとします。</p>	<p>強化を行います。</p> <p>エ また、貸付の減少要因の分析や貸付需要の把握を行うとともに、債権管理・回収コスト要因を他の制度と比較するなど、必要な調査や分析を行いつつ、次年度の検討会の開催に向け、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討します。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 早期の折衝を柱に債権管理・回収を一層強化し、一般債権で延滞が6か月以上1年未満の債務者のうち、69.6%の折衝を実現した。 ○ 貸付の減少要因や貸付需要を把握するため、実際に交通遺児等家庭への相談に当たる家庭相談員への調査や、インターネットモニター調査を行い、結果を分析した。主な貸付の減少要因としては、自動車事故件数・死者数の減少、事故情報の入手困難化が挙げられ、主な貸付需要喚起方策の声としては、受給要件の緩和、貸付金の弾力化（金額の選択、期間の選択等）等が挙げられた。 ○ 機構の貸付制度と類似の制度とのコスト比較による分析を行うため、公益財団法人交通遺児育英会や独立行政法人学生支援機構を対象に、債権管理体制、コスト状況等についてヒアリング調査を実施した。なお、これらの調査結果等を踏まえ、平成25年度に効果的かつ効率的な支援のあり方について検討を行うこととしている。 ○ これらの取組により、早期の折衝による貸倒破綻懸念債権の縮減、類似の制度とのコスト比較分析等を行っており、着実な実施状況にあると認められる。 ○ 今後も債券管理・回収の強化を図る一方、コスト削減を図る必要があるが、機構における債権回収経費は訪問折衝のための旅費、事故対策事業推進員の嘱託費等であり、その8割を嘱託費が占めることを踏まえ、効率的・効果的な取組について検討する必要がある。 	
<p>④業務全般</p> <p>ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成23年度比で15%以上削減します。</p> <p>イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成23年度比で10%以上削減します。</p>	<p>④業務全般</p> <p>ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成23年度予算の3%に相当する額を削減することにより、平成28年度末までに、平成23年度比で15%以上削減します。</p> <p>イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成23年度予算の2%に相当する額を削減することにより、平成28年度末までに、平成23年度比で</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般管理費については、業務運営の効率化を推進するとともに、事務用品の一括購入、割引航空運賃制度等の活用による出張旅費の低減、光熱水料の削減等既定経費の徹底した見直しによる経費削減に取り組んだ。 また、i-NATSの導入に伴い、導入支所のレイアウト見直しにより生じた事務室、倉庫等の余剰スペースを返還するとともに、事務所借料の値下げ交渉等を実施することにより、平成21、22、23年度に賃借料を137,902千円、事務所スペースを1,396㎡削減したことに加え、平成24年度に賃借料を4,054千円、事務所スペースを21㎡削減した。 これらの経費削減等の効果により、年度計画における削減計画（3%）を大幅に上回る経費削減実績（平成23年度予算比で8.8%、29百万円）を達成した。 ○ 業務経費については、業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減方策に基づき経費削減に取り組み、年度計画における削減計画（2%）を上回る経費削減実績（平成23年度予算比2.4%、101百万円）を達成した。 ○ 平成22年6月策定の随意契約見直し計画の実行等により、一般競争入札を推進するとともに、企画競争の拡充を図った。この結果、平成24年度の契約状況は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札（56件、総額7.7億円） 	

	<p>10%以上削減します。</p> <p>ウ 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を受けて設置された契約監視委員会において、随意契約の徹底した見直し及び一般競争入札等の推進による競争性等の確保についての点検・見直しを受け公表した「随意契約見直し計画」（平成22年6月）に基づき、平成23年度に締結された契約について改善状況をフォローアップし、競争性及び透明性の確保を図ります。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約（80件、32.4億円） ・企画競争、公募（28件、総額6.2億円） <p>○ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日付閣議決定）の趣旨を踏まえて設置した「独立行政法人自動車事故対策機構契約監視委員会」により、平成23年度に締結された随意契約のフォローアップを行い、競争性及び透明性の確保を図るために、一般競争入札の落札結果等、契約に係る情報公開を行った。</p> <p>○ 個々の契約の適切性を含めた内部統制について、監事、会計監査人（監査法人）による実地・書面監査を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監事監査については本部、17支所等、会計監査人による監査については本部、3主管支所を監査した。 ・契約予定金額が1千万円を超える事案については、契約執行決裁を監事に回覧することにより、事前に監事がチェックし、契約の適正性を確保するための措置を講じた。 ・監事監査報告書では、「実施された契約については、真に随意契約とせざるを得ないものの精査及び競争入札の手法改善がなされており、契約監視委員会の意見に従い、一者応札の改善策等を講じていることが認められる。」とされ、特段の指摘はなかった。 ・会計監査人（監査法人）による監査においても内部統制についての特段の指摘はなかった。 <p>○ これらの取組により、経費の効率化を図っており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>エ 内部統制については、業務運営方針の明確化・役職員による共有を図るとともに、定期的に業務実績や課題を整理し、改善を行います。また、内部監査の強化による業務の改善及び機構内コミュニケーションの活性化等を図ります。</p> <p>また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進します。</p>	<p>エ 内部統制については、現状を踏まえた機構の業務運営方針を明確化し、全役職員による共有を図るとともに、定期的に業務実績や課題を整理し、業務の改善を図ります。併せて、監事監査及び平成23年度から強化した会計内部監査により、業務の適正かつ効率的な運営の確保・改善を行います。また、各種会議及び機構内イントラネットによる情報共有・伝達システムを活用し、コミュニケーションの活性化を図ります。</p> <p>オ 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適宜外部評価を受けるなど、適切なセキュリティ</p>	A	<p>○ 会計監査人との連携も合わせて、監事監査により、内部統制状況を含めた組織運営・業務運営状況のモニタリングを実施した（18箇所）。監事監査の結果については、理事長に対して監事監査報告書を提出しており、内部統制について問題となる事項は認められなかった。</p> <p>○ 業務の適正かつ効率的な運営の確保・改善を図るため、理事会その他重要会議（監事も出席）において、毎月の業務実績を報告させ、中期計画・年度計画の進捗状況を把握し、達成に向けてリスクがないか洗い出しを行うなどの取組を行った。また、会計内部監査を実施した（20箇所）。なお、議事概要について、理事会終了後速やかに全職員に情報提供し、共有化を図った。</p> <p>○ 機構をめぐる外部環境の変化等を踏まえ、新たな業務運営方針を策定し、全役職員へ周知した。</p> <p>当該業務運営方針において、個別のリスクを想定した対応策を検討し、職員の間で反復して検証していくなどの取組を含め、必要な強化方策を検討の上、早急に具体化を進めることとしている。</p> <p>なお、機構のミッション達成を阻害する課題（リスク）としては、例えば、機構においては国との人事交流が多く、人事異動により、知識・技能・経験が蓄積されないといったことがあり、新規採用者や中途採用者の積極的な採用、充実した研修により対応を図っている。</p>	

	<p>対策を推進します。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ コンプライアンスの一層の推進を図る観点から、コンプライアンスの実践状況を確認するためのチェック表を全職員に配付し、各自、自己の行動がコンプライアンス実践マニュアルに沿って行動できたか確認するとともに、マニュアルの再徹底を図った。 ○ 業務運営上必要な情報は、組織内イントラネットや電子メールを活用し、本部から全職員に伝達するほか、支所等からの情報も随時イントラネットに掲載することにより、機構内での情報共有を進めた。 ○ 本部事務所に設置していた情報ネットワークの基幹サーバについて、外部からの脅威に対応するため、セキュリティの高い外部のインテリジェントビルに移設するなど運用の改善を図った。 ○ 地震災害に関する対応として、全役職員の安否確認、支所建物の被害状況等の把握を迅速に行うため、警備会社が提供する安否確認サービスの利用を開始した。これにより、震度5弱以上の地震が発生した地域の役職員の安否、その他の被害の有無等を迅速に把握することが可能となり、自然災害へのリスク対応を図った。 ○ これらの取組により、適正かつ効率的な組織運営・業務運営等を図っており、着実な実施状況にあると認められる。 	
<p>2. 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 安全指導業務等</p> <p>① 民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して、全国の自動車運送事業者に対して安全指導業務を実施します。また、国と連携し、安全指導業務における民間参入の障壁となる要因分析等を行い、民間参入促進のための具体的な取組方策（認定取得の支援等・その実施時期を含む。）を策定するとともに、安全指導業務を担う民間団体等の認定取得を支援します。</p>	<p>2. 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 安全指導業務等</p> <p>① 民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して、全国の自動車運送事業者に対して安全指導業務を実施します。</p> <p>また、さらなる民間参入促進のため、新たに実施機関になろうとする民間団体等へ、機構が開発したi-NATS（新適性診断システム）の提供、適性診断カウンセラー等への教育訓練の実施、指導講習教材の提供や指導講習講師等への教育訓練を実施し、安全指導業務を担う民間団体等の認定取得を支援します。</p>	S	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全指導業務における指導講習受講者数・適性診断者受診者数は以下のとおりであり、指導講習受講者総数は対前年度 101%、適性診断受診者総数は同比 106%となった。 機構における受講者・受診者を増加させるとともに、同業務に参入した民間団体等においても受診者が増加しており、安全指導体制の裾野拡大に寄与している。 ・任意講習：37,450人（対前年度：37,019人） ・義務講習：104,891人（対前年度：103,402人） ・指導講習総数：142,341人（対前年度：140,421人） ・任意診断：263,613人（対前年度：256,427人） ・義務診断：198,120人（対前年度：181,272人） ・適性診断総数：461,733人（対前年度：437,519人） ○ 民間参入促進のため、新たに実施機関になろうとする民間団体等に対し、以下の取組を実施した結果、平成24年度において、指導講習は、7者が国土交通省より認定を受けた。適性診断は、新たな認定はなかった（平成25年4月、5月において、平成24年度中の認定申請者のうち、指導講習は5者、適性診断は8者認定を受けた。）。 ・国土交通省が主催する民間参入の説明会（地方運輸局9ヶ所10回）に出席し、使用する講習教材や診断機器の提供が可能であることを説明し、認定取得に必要な要件研修（講習講師の教育訓練、カウンセラーの教育訓練）の実施等についての質問や要望に対応した。 	<p>受講者・受診者がどれくらい意識が高まったのか、機構のツールを利用した事業者においてどれくらい事故が減ったのか、といったことが示せれば説得力がある。</p>

	<p>加えて、認定取得に関心を有し又は既に認定を受けている民間団体等への調査をもとに民間参入の障壁となる要因分析等を行うとともに、その結果を踏まえ、次年度の取組方策（認定取得の支援等・その実施時期を含む。）の策定に向けて、その検討を行います。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「教育訓練の実施の案内」、「安全指導業務（適性診断及び指導講習）への民間参入の案内」について、機構ホームページへの掲載を行い、民間参入の促進を図った。 ・ 認定取得のための支援として、使用する講習教材や診断機器、認定申請に必要な要件研修（教育訓練）について内部規程を整備するとともに、指導講習については、19者に対して教材を提供するとともに、延べ53者82人に対して講師の教育訓練を実施した。また、適性診断については、14者に対してi-NATS導入を支援するとともに、延べ24者34名に対してカウンセラーの教育訓練を実施した。 <p>○ 国土交通省が実施した説明会に参加した自動車教習所等の事業者251者に対して、参入の促進を図るためのアンケート調査を実施したところ、機構からのフォロー、機構ホームページ等を通じた参入支援により、講習業務の認定を取得したいとする者が40者、診断業務の認定を取得したいとする者が39者、合計79者が参入の意向を示した。</p> <p>機構においては、参入の意向を示している者が速やかに認定取得のための手続きに移行できるよう、指導講習教材やi-NATSの提供に加えて、資格要件研修の開催案内を行うとともに、認定の取得に関する詳細な案内とFAQをホームページに掲載し、民間参入促進のための取組を行った。なお、当該アンケートにおいて「検討中」、「取得しない」と回答した事業者は、講師等の専門要員の確保、教材等の作成や採算性について課題があると回答していることから、次年度以降は、その課題の払拭に向けた取組を行うこととしている。</p> <p>○ これらの取組により、積極的に民間参入を促進させ、安全指導体制の裾野の拡大を図っており、優れた実施状況にあると認められる。</p> <p>○ なお、安全指導業務は事業者が確保すべき安全運行を確実にしめるものであることから、事業者からの手数料収入を基本とし、その手数料は低廉なものに設定しているところである。</p> <p>手数料のあり方については、事業者の多くは中小零細企業であり、経済情勢、経営状況等の事業者の負担能力等を勘案しなければ、受講、受診率の低下を招き、本来の目的である事故の未然防止が図られなくおそれがあるため、事業者を取り巻く現下の厳しい経営環境の下では、慎重に検討する必要がある。</p>	
<p>② 安全指導業務については、これまで蓄積した知見等を活用し、指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善を図ります。</p>	<p>② 自動車運送事業者における運行管理業務に必要な最新の情報を提供できるよう、関係法令の改正等に応じて、指導講習教材の改訂を行います。</p> <p>また、自動車運送事業者が、適性診断結果を活用して運転者教育を行いやすいよ</p>	<p>A</p>	<p>○ 指導講習時において、運行管理者等に最新の情報を提供するため、運行管理に関する法令の改正内容や、平成24年4月29日に発生した関越自動車道における高速ツアーバス事故を受け、国土交通省より発出された通達等や、「長時間運行・夜間運行等における過労防止策」、トピックスとしてISO39001（道路交通安全マネジメントシステム）の発行、国土交通省が策定した「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」を講習教材に掲載するとともに、過労運転を防ぐための視聴覚教材を作成した。</p>	

<p>③ ②の施策を実施することにより、受講者・受診者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に 4.0 以上とします。</p>	<p>う、適性診断票等の更なる改善を行います。</p> <p>③ ②の施策を実施することにより、受講者・受診者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度（平成 24 年度）について、4.0 以上とします。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 講習教材の作成にあたっては、機構において内容を考案し、一般競争入札により印刷を行っており、効率化に努めている。 ○ 事業者が、適性診断結果を活用して運転者教育を効果的かつ容易に行うために、運行管理者等用の指導要領に要点をまとめた項目を作成することとし、運行管理者等が点呼の際にドライバーに対して、適性診断結果の注意点を適切にアドバイスできるための改善を検討した。 ○ 受講者、診受診者、事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度は、4.51、4.39、4.28 の評価を得た。 ○ これらの取組により、安全指導業務の一層の充実・改善を図っており、着実な実施状況にあると認められる。 	
<p>④ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る安全マネジメント業務については、安全管理規程の作成等が義務付けられていない中小規模の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。</p> <p>また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、安全マネジメント業務内容の一層の充実・改善を図ります。</p>	<p>④ 安全マネジメント業務については、運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。</p> <p>また、制度の動向を注視し、関係法令の改正等に応じて、速やかに講習テキストに反映させるなど、適時、適切に情報の提供を行うこととし、自動車運送事業者における安全マネジメント体制の構築、改善の支援を行います。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の取組により、安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図っており、着実な実施状況にあると認められる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の安全管理の状況等について、経営管理部門（社長、安全統括管理者等）へのインタビューや文書、記録の確認等を通じ、取組の優れている点を評価するとともに、改善の余地のある場合は助言することにより、安全管理体制の構築及び改善を図ることを目的とした運輸安全マネジメント評価を全国で 20 事業者に対し実施した。 ・ 事業者における安全風土の確立を目的とした安全マネジメントコンサルティングを全国で 49 件、当該事業所（本社、営業所等）で実施した。 ・ 事業者等からの要請により、輸送の安全意識の向上、関係法令遵守等の専門的知見を広げるため、「安全マネジメントの導入」、「適性診断結果の活用方法」等の支援を目的とした講師派遣を全国で 479 件実施した。 ・ 事業者における運輸安全マネジメントの取組を支援することを目的とした講習会を全国で 87 回開催し、2,395 人の経営者等が受講した。デジタル式運行記録計（タコグラフ）、ドライブレコーダー、睡眠時無呼吸症候群（SAS）関連機器等を活用した運行管理や事故防止関連のツールが普及・拡大している状況等を踏まえ、活用方法を紹介するとともに、講習テキスト（事故防止・再発防止対策策定マニュアル）を使用した支援ツール講習会を全国で 64 回開催し、1,130 人の運行管理者等が受講した。 ・ 講習会等で使用している教材を事業所で活用できるよう、ドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレーニング教材「KYT-Ⅲ」を新たに作成した（「バス編」「タクシー編」「トラック編」各 10 事例を収録）。 ・ 事業所において、安全管理体制、運用体制等の検証を行い、経営者が適切な判断を行うための内部監査を支援することを目的とした、内部監査講習会を全国で 52 回開催し、720 人の監査担当者等が受講した。運輸安全マネジメント制度の趣旨を広く業界に周知・浸透させ、より多くの事業者において輸送の安全性の更なる向上に向けた取組に活用してもらうため、安全マネジメントに関する最新情報や取組報告、ISO39001 制度の紹介等を主体とした大規模なセミナーを開催し、経営者等 822 人が参加した。 	

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構が有する運輸安全マネジメントに係る知見等を活用し、日本バス協会が実施する貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス制度）に係る評価認定業務のうち現地における施設等の安全確認審査に協力し、平成 24 年度は全国で 210 事業者に対して実施した。 <p>○ 講習教材の作成にあたっては、機構において内容を考案し、一般競争入札により印刷を行っており、効率化に努めている。</p> <p>○ なお、手数料のあり方については、指導講習・適性診断と同様に、事業者を取り巻く現下の厳しい経営環境の下では、慎重に検討する必要がある。</p>	
<p>⑤ 国際標準化機構（ISO）の道路交通安全委員会（PC241）において、日本工業標準調査会が承認した国内審議団体として、情報の収集、国内の意見集約等の国際標準作成に関する活動を行うとともに、国際的道路交通安全マネジメントの取組を事業者等に浸透させることにより道路交通安全の向上に寄与します。</p>	<p>⑤ 国際標準の作成に際し、我が国の意見を反映させるため、国際標準化機構（ISO）の道路交通安全委員会（PC241）の国内審議団体として情報の収集、国内の意見集約等、以下の国際標準作成に関する活動を行い、道路交通安全の向上に寄与します。</p> <p>ア 必要に応じて、外部有識者等からなる国内審議委員会及び専門委員会を開催し、情報の収集、国内の意見集約等を行います。</p> <p>イ 必要に応じて、国際会議に職員等を派遣します。</p> <p>⑥ 国際的道路交通安全マネジメントの取組を事業者等に浸透させるため、安全マネジメント講習会やセミナー、コンサルティングの機会を通じて積極的に周知宣伝活動を行い、道路交通安全の向上に寄与します。</p>	S	<p>○ ISO39001（道路交通安全マネジメントシステム）の策定に際し、国内審議委員会の事務局として、国際会議に積極的に出席するとともに、国内審議委員会を開催し、外部有識者からの意見集約を行うなど「運輸安全マネジメント制度」で培った道路交通安全分野のマネジメントの経験に基づき積極的に意見提案を行った結果、我が国の意見が反映された正式な国際標準として ISO39001 が平成 24 年 10 月 1 日に発行された。</p> <p>○ 国際的道路交通安全マネジメントの取組を事業者等に浸透させるため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ISO39001 の邦訳について、企業からのニーズをとらえ、世界に先駆けて、邦訳国内審議委員会のコアメンバーによって組織される翻訳小委員会を設置・検討し、機構において取りまとめた上、平成 25 年 4 月 1 日に発行した（議長国スウェーデンは平成 25 年 10 月に対訳を発行予定）。 ・ 事業者における運輸安全マネジメントの取組を支援することを目的として、講習会において、本規格発行の経緯・意義、本規格導入により得られるメリット等について周知した。 ・ 安全マネジメントセミナーにおいて、国内審議委員会委員長より特別講演を頂くとともに、機構がコンサルティングを実施した 3 社を招待し、パネルディスカッションを実施することにより、広く普及促進を図った。 ・ 各種業界団体等 5 社が主催するセミナーや研修会へ職員を講師として計 6 件派遣し、本規格発行の経緯・規格等について説明を行った。また、認証機関が主催する本規格の解説セミナーにおいて、普及促進の観点から講演を実施した。 ・ 本規格の認証取得を希望する事業者のニーズを受け、計 10 件のコンサルティングを実施した。なお、コンサルティングを実施した 10 社のうち 3 社は平成 24 年度に認証取得済みである。 <p>本規格に関する最新情報を迅速に提供し、広く一般道路利用者を含めて普及促進を図るため、平成 24 年 11 月より、本規格に関する Facebook ページを開設し、情報発信を開始した。なお、平成 25 年 3 月までの総アクセス件数は 1,147 件であった。</p> <p>○ これらの積極的な取組により、世界をリードして、国際的道路交通安全マネジメントの取組を事業者等に浸透させ、道路交通安全の向上を図っており、優れた実施状況にあると認められる。</p>	

<p>(2) 療護施設の設置・運営</p> <p>① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム（注4）、プライマリーナーシング（注5）や高度先進医療機器の整備を図るほか、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します。</p> <p>（注4）「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。</p> <p>（注5）「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。</p>	<p>(2) 療護施設の設置・運営</p> <p>① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム（注4）、プライマリーナーシング（注5）や高度先進医療機器による、質の高い治療・看護を実施します。</p> <p>（注4）「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。</p> <p>（注5）「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。</p> <p>② 「施設及び設備に関する計画」に基づき、東北療護センターのコンピュータ断層撮影装置（CT）、中部療護センターの核医学画像診断装置（SPECT）並びにサイクロトロン電源及び制御機器を更新するとともに、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図ります。</p>	<p style="text-align: center;">A</p>	<p>○ 療護センターにおいては、MRI、PET等の高度先進医療機器を用いた検査結果に基づき、個々の患者の症状等に応じた治療計画を策定の上、リハビリテーションを含む専門的かつ高度な治療を行うとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察、同じ看護師が1人の患者を継続して受け持つプライマリーナーシング方式等により、きめ細かく質の高い看護を行った。</p> <p>○ 「施設及び設備に関する計画」に基づき、東北療護センターのコンピュータ断層撮影装置（CT）、中部療護センターの核医学画像診断装置（SPECT）、サイクロトロン電源及び制御機器について、計画どおり機器の導入を完了し、いずれも平成25年2月から稼働した。</p> <p>○ 療護センターに蓄積された知見及びノウハウを活かし、地元大学医学部等との連携を図り、第21回日本意識障害学会及び日本脳神経外科学会第71回学術総会の場において、大学等との共同研究による発表を8件実施したほか、高度先進医療機器を利用した治療の研究、指導、研修等を実施し、人材の育成と地域医療の充実に貢献した。また、各療護センターでは、入院患者看護担当チームごとに、ケースレポート研修会、医療事故防止研修会等を定期的に開催するなど、治療・看護技術の向上に向け、様々な職場内研修を実施した。</p> <p>○ 「遷延性意識障害度評価表」（ナスバスコア）を用いた治療改善度の分析結果について、重症度別の改善状況を新たに加え、平成25年3月に公表するとともに、被害者団体を含む関係先に周知した。分析結果については、ナスバスコア平均値の減少が認められたほか、いずれの重症度においてもナスバスコア平均値が減少するなど、脱却に至らない重症の患者についても相当の治療改善効果が認められた。このような結果については、過去の分析結果とともに、症例検討、カンファレンス等の際に活用し、療護施設入院患者の治療改善効果の更なる向上を図っている。</p> <p>○ 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）では、療護センター長等会議、メディカルソーシャルワーカー担当者連絡会議、看護部長等連絡会議、事務担当者会議、リハビリ担当者連絡会議を実施し、運営方針、治療技術等の各種情報を共有するなどにより、他の療護施設との密接な連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施した。</p> <p>○ 近畿地区については、泉大津市立病院（大阪府泉大津市）に委託先を決定し、平成25年1月より開設し、2月末に満床（8床）となった（平成25年4月より16床に増床）。</p> <p>関東西部地区については、平成24年度に入札を行った結果、応札者の入札額が予定価格を上回ったことから不落となり、委託先が決まっていない。その後、機構において一般病院の現状調査を行っているところであり、当該調査等を踏まえつつ、再入札が行われる予定である。</p> <p>なお、平成24年度において、機構は病院調査を行ったが、当該年度に委託先が決まらなかった背景としては、一般病院において、看護師の定着率が</p>	<p>全体として優れた運営をしているが、関東西部地区の委託先が決まっておらず、当初の予定どおりとはなっていないことから、着実な対応が求められる。</p>
---	--	--------------------------------------	--	--

② 療護施設機能一部委託病床(以下「委託病床」という。)においても、他の療護施設との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。

③ 委託病床については、近畿地区及び関東西部地区に新たな委託病床を設置し、その後、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、立地等のあり方について引き続き検討します。

④ 療護施設(療護センター及び委託病床)においては、上記①から③までにより治療効果を高め、中期目標期間の最終年度までに遷延性意識障害(脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害)からの脱却(注6)者数を95人以上とします。

(注6)「脱却」とは、一定の意思疎通・運動機能の改善がなされた状態をいう。

③ 療護施設機能一部委託病床(以下「委託病床」という。)においても、療護センター長等会議や看護部長会議等の療護施設間連絡会議を通じ、治療技術等の各種情報を共有するなど、他の療護施設との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。

④ 近畿地区及び関東西部地区における新たな委託病床については、委託先病院を選定の上、患者受入を開始し、適切な治療・看護を行います。

⑤ 療護施設(療護センター及び委託病床)においては、上記①から④までにより治療効果を高め、平成24年度中の遷延性意識障害(脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害)からの脱却(注6)者数を19人以上とします。

また、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度を公表します。

さらに、試験的に導入している、療護施設を退院した後に患者家族等の介護者が安心・安楽な介護を実践できること等を目的とした看護プログラムについて、その効果を検証するため、評価基準を策定します。

(注6)「脱却」とは、一定の意思疎通・運動機能の改善がなされた状態をいう。

低く、機構の基準を満たすだけの増員が困難であることや、急性期病院として地域への貢献が必要であるため、病床の稼働率が高く、空床が少ないといったことを挙げている。

○ これらの取組により治療効果を高めた結果、平成24年度における脱却者数については、年度計画数を超える28人であった。

○ 療護施設を退院した後に患者家族等の介護者が安心・安楽な介護を実践できること等を目的とした看護プログラム(新看護プログラム)については、6療護施設(泉大津市立病院を除く)全体で、平成24年度中に31人の患者に対して実施し、関節や筋肉の拘縮の改善等が見られるケースがあり好評を博している。

また、その効果を検証するため、看護部長会議や療護センター長等会議における協議を踏まえ、評価基準を策定し、平成25年1月から適用して効果の分析を進めている。

○ これらの取組により、高度医療機器等を用いた質の高い治療・看護等を実施し、治療改善の効果を上げており、着実な実施状況にある。なお、関東西部地区における委託病床が設置に至っておらず、多くの被害者に公平な治療機会を確保する観点から、着実な対応が求められる。

⑤ 病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対して療護施設（療護センター及び委託病床）の確実かつ効果的な周知を行います。

⑥ 療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年間31件以上行うほか、部外の看護師等へ研修を行うなど、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。また、療護施設におけるメディカルソーシャルワーカー（注7）等による退院に向けた援助や、看護師のケア知識やノウハウ等の周知を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めます。

（注7）「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職。

⑥ 病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対して療護施設の確実かつ効果的な周知を行います。

⑦ 療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年間31件以上行うほか、部外の看護師等へ研修を行うなど、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。

また、中部療護センターにおける岐阜大学との連携大学院において、研究指導等を行うとともに、その研究成果について学会発表等を行います。

⑧ 在宅介護者等に対する支援を進めるため、療護施設において、メディカルソーシャルワーカー（注7）や看護師等による、転院先情報の提供や在宅介護に向けた援助を積極的に行うとともに、在宅移行後においては、療護センターの看護師等が持つケア知識、ノウハウ等の周知を積極的に行います。

（注7）「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職。

A

○ 報道関係者や被害者団体（総会、学習会等の機会を通じて）に療護施設を周知するとともに、損害保険会社の支払担当部所に対する周知を重点的に実施した。

また、各療護施設の事務職員・メディカルソーシャルワーカーが、病院等の関係機関に対して、訪問又は電話により療護施設を周知した。

特に、空床のある東北療護センターでは、県内外の救急救命センター、救急科専門医指定病院、リハビリテーション病院等の主な病院を訪問し、入院促進のための積極的な広報活動を実施した。

○ 地元大学等とも連携しながら、日本意識障害学会、日本脳神経外科学会において、年度計画数を超える36件の学会発表を行い、その内容においても、治療、リハビリテーション、看護等各分野にわたり、豊富な症例による研究成果を発表し、他の医療機関への普及を促進した。

また、平成21年度より中部療護センターにおいて岐阜大学大学院と連携を進めており（平成24年度に2名が入学、1名が修了）、このうち4件の研究成果の発表を行った。

○ 短期入院協力病院のスタッフへの研修として、療護センターにおいて合計17病院28人に対する実務研修を実施した。

○ 療護施設において、メディカルソーシャルワーカーが10,132件（対前年度比24%増）の相談や問合せに対応し、転院先情報の提供、在宅介護に向けた援助等を積極的に行った。また、機関誌「ほほえみ」に、療護センターの看護師や理学療法士の寄稿による褥瘡ケア（平成24年6月号）、関節拘縮に対するストレッチ（平成24年9月号）について掲載し、在宅介護者への支援を推進した。

○ これらの取組により、療護施設の周知徹底、療護センターで得られた知見・成果について他の医療機関等への普及促進を図るとともに、在宅介護者等への支援を進めており、着実な実施状況にあると認められる。

<p>(3) 介護料の支給等</p> <p>① 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を実施することにより、効果的な被害者救済を図ります。また、介護料受給者やその家族を精神的な面で支援するため、全介護料受給資格者に対して訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、重度後遺障害者宅への訪問支援を充実・強化します。</p> <p>なお、毎年度の訪問支援実施割合について、中期目標期間の最終年度までに、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を60%以上とします。このため、コーディネーター（被害者支援専門員）の養成を含め、質の向上を図るために担当職員の研修を実施します。</p> <p>② 国と連携しつつ、重度後遺障害者及びその家族が安心して短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）等へ短期入院することや福祉施設等へ入所することが可能となる支援措置を検討し、必要な措置を実施します。特に協力病院への短期入院の利用促進を図るためには、協力病院が利用者の要望を把握し、また、利用者も各協力病院の詳細な情報を把握することが重要であることから、協力病院スタッフとの意見交換会を実施するほか、協力病院が提供するサービスの内容を調査し、利用者への確に情報提供します。</p>	<p>(3) 介護料の支給等</p> <p>① 重度後遺障害者に対して被害等の状況及び要望に応じた介護料の支給を適切に行います。</p> <p>また、介護料受給者やその家族を精神的な面で支援するため、重度後遺障害者宅への訪問支援を充実・強化することとし、その実施割合について、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を40%以上とします。</p> <p>このため、さらにコーディネーター（被害者支援専門員）の養成を進めていくこととし、被害者援護担当者の質の向上を図るための研修を実施します。</p> <p>② 重度後遺障害者の短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）等への短期入院や福祉施設等への短期入所に係る助成を適切に行います。</p> <p>また、協力病院への短期入院の利用促進を図るために、協力病院スタッフとの意見交換会を実施するとともに、協力病院を個別に訪問することにより連携を深めつつ、利用者が要望する各協力病院の個別情報を調査し、その情報を利用者への確に伝えるほか、協力病院が把握すべき利用者の要望について協力病院へ情報提供するなど、利用者と協力病院との間をコーディネートします。</p>	S	<p>○ 障害の程度、介護の状況に応じ、4,796人（対前年度比38人増）に対して、介護料を30億8,365万円（対前年度比1%増）支給した。</p> <p>○ 介護料受給者・家族への訪問支援を充実・強化し、年度計画の実施割合40%を大幅に上回る、前年度末介護料受給資格者4,618人の46.3%（2,139人）に対して、相談対応や情報提供を行った（延べ件数：2,258件、対前年度比16.4%増）。</p> <p>○ 被害者援護担当職員の資質向上のため、脳損傷・脊髄損傷の症状、他法令に基づく保険制度等に関する有識者の講義等を行うとともに、コーディネーター（被害者支援専門員）候補者に対しては、在宅介護をより深く理解した上での訪問支援を実施するため、療護センターにおける長期間の実技研修を実施した。</p> <p>これにより、全主管支所（9箇所）にコーディネーターを配置し（東京主管支所には複数名配置）、実施体制の強化を図った。</p> <p>○ 受給者・家族のニーズの高い短期入院・入所を促進するため、972人（対前年度比216人増）に対して、患者移送費、室料差額、食事負担額として約5,300万円（対前年度比32.5%増）の費用を助成した。</p> <p>○ 短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）の利用促進を図るため、各主管支所主催により、国土交通省、協力病院、機構、被害者団体代表が参加する意見交換会を開催し、情報の共有と事例の検討による利用促進に向けた協議を行うとともに、その様子を機関誌「ほほえみ」に掲載することにより、意見交換会の内容を受給者・家族に情報提供した。</p> <p>○ 全国の協力病院を機構職員が直接訪問し、患者の受入条件、受入環境（個室の有無、看護体制等）等をヒアリング調査の上、訪問支援、交流会、意見交換会等の際に受給者・家族に案内するとともに、利用者の要望を協力病院へ情報提供し、利用者と協力病院との間をつなぐことで協力病院の利用促進を図った。</p> <p>○ 被害者のニーズに応え、訪問支援による個々の家庭での相談対応・情報提供に加え、同じ境遇にある各家庭の受給者・介護者家族の交流の場を設け、介護における悩みについての意見交換を実施することにより、精神的支援を図った（全国47支所において、延べ62回開催。）。</p> <p>また、療護センター、協力病院、行政等関係機関の協力を得ながら、講習会、勉強会等を同時に開催することにより、情報提供・情報交換の一層の推進を図った。</p> <p>これにより、受給者・家族間の情報・意見交換、療護施設、協力病院その他関係機関との連携強化に大きな効果が認められた。</p> <p>○ 「協力病院で交流会を開催して欲しい」、「専門家から助言をいただきたい」との受給者・家族からのニーズに対応して、協力病院内における交流会の開催を調整し、医療専門家から在宅介護技術やケアの方法等の助言・指導を直</p>	<p>中期目標期間初年度の取組としては高く評価できるが、次年度以降に向けて、更なる質・量の向上を期待したい。</p>
---	--	---	--	--

<p>③ 重度後遺障害者及びその家族等の交流会の開催等により、相互の情報交換や交流を通じた支援を実施します。また、交流会等により得られた重度後遺障害者及びその家族等の在宅介護に関する知識・技術等のニーズに即した支援を検討し実施します。</p> <p>④ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。</p>	<p>③ 重度後遺障害者及びその家族等の交流会の開催等により、相互の情報交換や交流を通じた支援を実施します。また、交流会の開催等により得られた重度後遺障害者及びその家族の在宅介護に関する知識・技術等のニーズに即した支援を検討します。</p> <p>④ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度（平成24年度）について4.0以上とします。</p>		<p>受け付ける機会を設けるなどの支援も実施した。</p> <p>○ 介護料受給者の家族に対するアンケート調査（5段階評価）の結果は、目標値4.0を上回る4.33となった。</p> <p>○ 被害者のニーズに応え、訪問支援、交流会、短期入院・入所の促進等の多様な施策を積極的に充実・強化しており、優れた実施状況にあると認められる。</p>	
<p>(4) 交通遺児等への生活資金の貸付</p> <p>① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うことにより、被害者救済を図ります。また、交通遺児家族等同士の交流を促進するなどにより、精神的支援を効果的に実施します。</p> <p>② ①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。</p>	<p>(4) 交通遺児等への生活資金の貸付</p> <p>① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行います。また、交通遺児家族等同士の交流を促進するため、友の会の集いや交流会の機会を増やすなど、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化します。</p> <p>② ①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度（平成24年度）について、4.0以上とします。</p>	A	<p>○ 交通遺児等366人（対前年度比60人減）に対し、約8,900万円（対前年度比13.6%減）の無利子貸付を行った。なお、新規貸付については、46人（前年度比7人増）に対して行った。</p> <p>○ 被害者家族同士の交流の場として「友の会の集い」を実施し、全国50支所において907人が参加した。そのうち31支所においては、1泊2日の行程で実施し、被害者家族の一層のコミュニケーションを図った。また、集いの機会を利用して「保護者交流会」を実施し、保護者同士の交流を深める取組を実施した。</p> <p>○ 創作活動を通じた健全育成を目的に毎年実施している友の会コンテストについて、平成24年度は「絵画コンテスト」を実施し、多くの応募作品の中から75作品が各賞を受賞し、本部・各主管支所、支所において表彰式を開催した。</p> <p>○ 機構において、企業や団体に対して支援を積極的に要請した結果、友の会会員約400人が企業等主催のイベント等に招待されることにつながり、精神的支援の充実に取り組んだ。</p> <p>○ 交通遺児友の会会員に対するアンケート調査（5段階評価）の結果は、目標値の4.0を上回る4.57の評価を得た。なお、アンケート調査の全ての項目において目標値の4.0を上回った。</p> <p>○ これらの取組により、新規貸付者の増加、交通遺児家族等の交流促進による健全育成を図っており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	

<p>(5) 自動車事故被害者等への情報提供・相談対応</p> <p>自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供や相談対応を関係機関と連携して的確に行います。</p> <p>さらに、機関誌やホームページの活用により各種情報を発信します。</p>	<p>(5) 自動車事故被害者等への情報提供・相談対応</p> <p>① 情報案内サービスを実施し、自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度を提供するとともに他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供を行います。</p> <p>また、的確な情報提供を行うため、情報案内サービスに従事する者への適切な研修等を行います。</p> <p>② 交通遺児等に対する相談支援の充実を図るため、家庭相談員が一層適切な指導、助言を行うための研修を実施し、その資質の向上を図ります。</p> <p>③ 本部及び主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、重度後遺障害者等に対する相談支援を療護施設と連携して効果的に実施します。</p> <p>また、被害者援護に係る各種情報を、機関誌「ほほえみ」やホームページ等の活用により発信します。</p>	<p>A</p>	<p>○ NASVA 交通事故被害者ホットライン（以下「ホットライン」という。）の利用実績は、受付件数 3,081 件（対前年度比 12.2%増）、相談窓口紹介件数 4,233 件（対前年度比 10.1%増）といずれも前年度を上回った。</p> <p>○ ホットライン利用向上のため、損害保険会社、都道府県警、市町村等に対してリーフレットの配布や各支所において周知活動を行ったほか、新たに以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構ホームページのレイアウトを見直し、トップページにホットラインロゴマークのバナーを掲載した。 ・ 横浜市内を運行するバスの車内モニターに被害者援護業務を紹介するビデオを放映した。 ・ 日整連の会報に被害者援護業務の紹介記事を掲載してもらうとともに、日整連を通じて、会員9万7千事業者への案内リーフレットの送付を依頼し、協力を得た。 ・ 内閣府主催の交通事故被害者担当者（各県警、自治体、被害者支援団体等）による意見交換会に出席し、PRを行った。 ・ 首都高速道路のパーキングエリア等で利用者向けに配布されている「首都高マップ」にホットラインの周知広告を掲載した。 ・ ホットラインオペレーターに対して、機構の被害者援護業務に関係すると思われる企業・団体等に直接電話し、ホットラインの業務を紹介させた。説明後、希望者に対してリーフレットを送付し、警察署、救急指定病院に対し重点的に周知した。 <p>○ 情報案内サービス従事者が的確に情報提供を行えるよう、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホットラインオペレーターに対して、内閣府主催の交通事故被害者担当者による意見交換会で得られた他機関の被害者援護業務について情報共有した。 ・ 被害者相談支援業務に実績のある団体から専門講師を招き、被害者心理等の知識を習得させるとともに、ロールプレイング形式による実習を行った。 <p>○ 平成 24 年 4 月 29 日に発生した関越自動車道における高速ツアーバス事故に係る対応にあたり、ホットラインについて周知し、当該事故被害者・家族等からの相談窓口として、事故直後の休日も開設して対応した。</p> <p>○ 家庭相談員が一層適切な指導、助言を行うため、各主管支所において研修を実施し、被害者相談業務に関する応対技術等の必要知識の付与、被害者救済制度や日々の相談業務における事案等の情報交換等を行うとともに、新規貸付申請件数の減少要因や周知策について議論した。</p> <p>○ 主管支所に設置している「在宅介護相談窓口」において、介護料受給者・家族の相談に対応し、介護福祉士等による介護に関する知識・技術の提供等を 2,378 件（対前年度比 6.7%減）行った。</p>	
---	--	----------	--	--

			<ul style="list-style-type: none"> ○ 機関誌「ほほえみ」に、災害時に役立つアイデア等、受給者から要望のあった有益な記事を掲載した。 ○ これらの取組により、自動車被害者等に対する情報提供や相談対応を的確に実施しており、着実な実施状況にあると認められる。 	
<p>(6) 自動車アセスメント情報提供業務</p> <p>① 国及び関係機関と連携しつつ、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成 24 年 1 月 20 日閣議決定)を踏まえた、独立行政法人交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人の統合後の法人(以下「新法人」という。)への円滑な移管及びそのための体制整備について、所要の取組を行います。</p>	<p>(6) 自動車アセスメント情報提供業務</p> <p>① 独立行政法人交通安全環境研究所(以下「研究所」という。)及び自動車検査独立行政法人の統合後の法人への移管に伴い、研究所と財団法人日本自動車研究所の試験施設の仕様の相違が自動車アセスメント試験の性能評価結果に及ぼす影響についての調査を行います。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車アセスメント業務の他法人への円滑な移管を行うため、機構、独立行政法人交通安全環境研究所(以下「研究所」という。)、国土交通省からなる「移管検討委員会」を設置し、調査項目、調査方法、移管に伴う問題点等について議論した。 ○ 試験施設の仕様の相違が自動車アセスメント試験の性能評価結果に及ぼす影響について、以下の調査を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実車によるフルラップ前面衝突試験を行い、試験施設の仕様の相違等がアセスメント試験結果及び認証試験の試験結果に及ぼす影響。 ・ 後面衝突頸部保護性能試験、歩行者頭部・脚部保護性能試験、ブレーキ性能試験、座席ベルト非着用時警報評価試験、座席ベルト使用性評価試験、チャイルドシート性能試験について、試験実施までに必要な工数の把握。 ○ 調査結果については、今後、移管検討委員会において精査することとしており、着実な実施状況にあると認められる。 	
<p>② 新法人への移管が行われるまでの間においては、引き続き、以下の取組を行います。</p> <p>ア 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供します。</p> <p>これにより安全性能に係る指標について、中期目標期間の年度毎に、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。</p> <p>イ パンフレット配布、ホームページの構成改善、試験の公開、イベントの開催等により、アクセスしやすい、</p>	<p>② 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供します。</p> <p>これにより安全性能に係る指標について、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。</p> <p>③ 利用しやすい、わかりやすい情報の提供を図るため、以下の取組を行います。</p> <p>ア 一層わかりやすいパンフレットを配布します。</p> <p>イ 一層わかりやすくホームページを改善します。</p> <p>ウ 自動車アセスメント試験発表会を開催し、併せて JNCAP ファイブスター賞</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車アセスメント試験の結果、後継車種(9車種)において、助手席の乗員保護性能評価、歩行者頭部保護性能評価については、旧車種の評価指標の平均値以上となった。なお、運転席の乗員保護性能評価については、1車種において評価指標が1段階下がったため、平均値には達しなかった。 ○ 側面衝突時に運転席の頭部保護効果が高いサイドカーテンエアバッグの装備は評価の対象外となっているものの、旧車種では装備のなかったサイドカーテンエアバッグが、後継車種では4モデルに装備されていることから、安全対策が着実に進んでいる。 ○ ユーザーが容易に評価結果を比較できるよう、デザインを統一するなど、わかりやすいパンフレットを作成するとともに、ホームページについては、以下の改善を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ユーザーから高い要望があった過去のチャイルドシートアセスメント評価結果を再掲載した。 ・ より多くのチャイルドシートアセスメント評価結果を掲載するため、相手先ブランド(OEM 供給)のチャイルドシートについても掲載した。 ・ 試験結果の検索が容易に行えるよう、トップページから直接検索画面に遷移するようにした。 ○ 自動車アセスメント等を広く一般ユーザーに周知するため、安全性の優れた自動車を開発したメーカーを表彰する「平成 24 年度自動車アセスメント試験結果発表会」を開催し、6車種に対して「JNCAP ファイブスター賞」を授与した。なお、昨年の最高得点を超えた車種が3車種あったことから、 	

<p>わかりやすい情報提供をユーザーに行います。</p> <p>ウ 以上の施策を実施することにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。</p>	<p>の発表を行います。</p> <p>エ マスメディアに対して自動車アセスメントの公開を行うなど、マスメディアを積極的に活用しユーザーに対しわかりやすい情報提供を行います。</p> <p>④ 以上の施策を実施することにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度（24年度）について、4.0以上とします。</p>		<p>自動車メーカーの安全な開発が進んでいるものと考えられる。</p> <p>○ 以下のとおり、マスメディア等を積極的に活用し、ユーザーに対してわかりやすい情報提供を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アセスメント試験を公開したことにより、テレビ、新聞、雑誌等で報道された。 ・ 自動車点検整備推進運動へ出展した。 ・ 首都高速道路の「首都高マップ」に自動車アセスメントの広告を掲載した。 ・ ラジオ番組へ出演した。 <p>○ 無作為に抽出した運転免許保有者によるアンケート調査の結果、目標値である4.0の評価を得た。</p> <p>○ これらの取組により、ユーザーへのわかりやすい情報提供に努めており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>エ 衝突時の乗員対策及び後遺障害対策並びに歩行者の保護性能を改善するため、事故実態を踏まえ、試験方法、評価方法の策定や見直しを行います。</p> <p>また、自動車事故を未然に防止する予防安全技術については、試験方法及び評価方法を導入します。</p> <p>オ 専門家との討論及び情報交換を実施するなど、各国のアセスメント機関、専門家等との情報交換を継続的に実施することにより、試験方法の見直し、情報提供方法の改善等に役立てます。</p> <p>カ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。</p>	<p>⑤ 後面衝突頸部保護性能の向上のため、後面衝突頸部保護性能試験について試験速度を変更させた上で実施します。</p> <p>⑥ 予防安全技術試験導入のための基礎調査を行います。</p> <p>⑦ 海外の関係機関との情報交換等を図るため、以下の取組を行います。</p> <p>ア 海外の自動車アセスメント関係機関との情報交換を積極的に行うとともに、その結果を踏まえて今後の我が国の試験方法、情報提供方法の改善等に役立てます。</p> <p>イ 世界N C A P会議の結果を踏まえ、アジア諸外国との連携を図ります。</p> <p>⑧ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。</p>	<p>A</p>	<p>○ 後面衝突頸部保護性能の向上を目的として、後面衝突の事故実態を反映した評価とするため、後面衝突頸部保護性能試験の試験速度変化を20km/h（衝突速度を36km/h）に変更して実施した。</p> <p>また、傷害リスクと評価得点との相関をより詳細に評価するため、評価方法を他の試験と同様に4段階から5段階にして公表した。</p> <p>○ 自動車アセスメント評価項目に導入予定の横滑り防止装置（以下「ESC」という。）について、その性能評価を行うために必要な実車試験等について調査を実施した。</p> <p>今後は、学識経験者等で構成される予防安全技術検討ワーキンググループで調査結果の精査を行い、ESCの有効な評価方法について検討することとしている。</p> <p>○ 歩行者頭部保護技術基準の改定、脚部保護技術基準の制定に伴い、自動車アセスメントで実施している歩行者保護性能評価試験における試験速度や評価基準を見直す必要があることから、実車を用いた調査、車両変形のシミュレーション等の調査研究を実施した。</p> <p>今後、学識経験者等で構成される歩行者保護技術検討ワーキンググループで調査結果の精査を行い、試験方法等の改正について検討を開始することとしている。</p> <p>○ チャイルドシートの誤使用が幼児に与える影響に関する調査研究を実施したところであり、今後、試験データを解析し、誤った装着をしたチャイルドシートの危険性について公表することとしている。</p> <p>○ 海外の自動車アセスメント関係機関との情報交換等を積極的に行うため、以下の国際会議等に出席した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マラッカ（マレーシア連邦）で開催された「AUTOMOTIVE SAFETY WEEK 2012」に参加し、諸外国の安全評価の情報収集を行うとともに、 	

			<p>同時に開催された世界 NCAP 会議において、JNCAP の概要と予防安全技術による事故低減効果を発表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Euro NCAP の事務局長が来所し、試験方法や予防安全技術の導入に伴う意見交換を行った。 ・ 東京で開催された世界 NCAP 会議においては、機構が JNCAP 代表として会議開催し、試験方法、車種選定方法等について議論を行うとともに、予防安全技術のデモンストレーション等の見学案内を行った。 ・ アッパーハイフォード（英国）で実施された被害軽減ブレーキ（AEB）のワークショップに参加し、予防安全技術試験方法等について情報収集を行った。 ・ バージニア州（米国）にある米国道路安全保険協会（IIHS）を訪問し、予防安全装置（被害軽減ブレーキ、車線維持警報装置）の導入に向けた取組、試験方法等について情報収集を行った。 ・ ワシントン DC（米国）にある米国運輸省道路交通安全局（NHTSA）を訪問し、試験方法等の統一について議論するとともに、予防安全技術（横滑り防止装置、車線維持警報装置）の試験方法について情報収集を行った。 ・ MIROS（マレーシアの試験機関）において、ASEAN NCAP として初めて衝突試験を実施し、試験の様相を各国 NCAP 関係者へ公開することとなったため、MIROS より機構へ要請があり、職員を現地に派遣し、試験手順等の事前指導を行った。 <p>○ 業務改善状況等について、タスクフォースによる外部評価を実施し、その結果をホームページで公表した。</p> <p>○ これらの取組により、自動車アセスメントの試験の質の向上のため、試験内容や評価方法の改善を図るとともに、海外の関係機関と積極的に情報交換しており、着実な実施状況にあると認められる。</p> <p>○ なお、自動車アセスメントは、自動車ユーザーの安全な車選びを容易にする環境を整えるとともに、自動車メーカーのより安全な自動車の開発を促進することによって、安全な自動車の普及を促進する取組であり、公表する情報には高い信頼性を確保することが求められていることから、自動車メーカーとの利害関係のない公正中立な者が実施する必要がある。</p> <p>また、実施にあたっては、公正中立の立場を確保する観点から、自動車メーカー等の受益者に負担を求めることは適切ではない。</p> <p>国の一定の関与の下で業務を効果的かつ効率的に実施することは合理的である。</p>	
<p>（7）自動車事故対策に関する広報活動 事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し組織一体となった広報活動を実施します。 交通安全フェア等における、</p>	<p>（7）自動車事故対策に関する広報活動 機構業務の認知度向上及び自動車損害賠償保障制度に関する広報活動を一層効果的かつ効率的に行うため、全国に支所を有する体制やマスメディ</p>	<p>A</p>	<p>○ 機構業務の認知度向上、自動車損害賠償保障制度に関する広報活動の一環として、マツダスタジアム（広島県広島市）のイベントブースにおいて、i-NATS の体験受診や事故防止等に係る各種展示を行うとともに、プロ野球公式戦において、アストロビジョンで機構の PR ビデオを放映した。</p> <p>○ 全国交通安全運動の一環として、各種イベントへ参画し、被害者保護対策、自動車事故防止対策、自動車損害賠償保障制度等に関する PR 活動を実施し</p>	

<p>国等と協力した周知宣伝活動やインターネット、マスメディア等を活用した広範な広報活動を積極的に実施しつつ、当機構の認知度の向上にも努めます。</p>	<p>ア等を活用した国民・関係機関等への周知宣伝活動、交通安全関係イベントへの参画や国・地方自治体等の関係機関と連携した広報活動を積極的に実施します。</p> <p>また、国民にわかりやすく、容易に閲覧が可能となるホームページに改善を図り、各サイト毎のアクセス数が総体的に増加することを目指します。</p>		<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構主催の絵画コンテスト入賞作品を中心に、被害者（交通遺児や重度の障害を負った方）が描いた絵を展示する「ナスバギャラリー」を広島主管支所内、東京主管支所内に設置した。「ナスバギャラリー」は「被害者に寄り添える場所」として、また、適性診断で訪れるドライバー等に対して「交通安全意識を高めてもらうこと」を目的としたものであり、被害者保護対策と自動車事故防止の2つを主要な業務として行っている機構しかなしえない「ギャラリー」となっている。 ○ ホームページについては、アクセスしやすく、わかりやすいサイトを目指して、情報の充実、迅速なデータの追加・更新を行った。 また、指導講習・適性診断のインターネット予約による受講者・受診者の割合を高めるため、トップ画面から予約ページへのアクセスが直接可能とする改善、ホットラインの認知度向上を図るためのバナーの改善等を行い、利用者の利便性の向上を図った。 ○ このような取組を行った結果、平成 24 年度は全体で約 221 万件のアクセス件数（対前年度比 1.65%増）を記録した。 ○ これらの取組により、機構業務の認知度向上のため、各種イベント等を活用した積極的な広報を実施しており、着実な実施状況にあると認められる。 	
<p>3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定します。</p> <p>なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。</p>	<p>3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙2のとおり。</p> <p>なお、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中期計画に基づいた年度計画予算、収支計画及び資金計画を策定し、計画に沿って、サービスその他業務の質の向上を図りつつ、適正な予算の執行を行っており、着実な実施状況にあると認められる。 なお、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行っている。 	
<p>4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1, 200百万円とします。</p>	<p>4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1, 200百万円とします。</p>	—	—	
<p>5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画 なし</p>	<p>5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画 なし</p>	—	—	

<p>6. 剰余金の使途</p> <p>①利用者サービス充実のための環境の整備</p> <p>②職員研修の充実</p>	<p>6. 剰余金の使途</p> <p>①利用者サービス充実のための環境の整備</p> <p>②職員研修の充実</p>	<p>—</p>	<p>—</p>							
<p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 施設及び設備に関する計画</p> <table border="1" data-bbox="76 336 452 662"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額(百万円)</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新</td> <td>1,994</td> <td>独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費補助金</td> </tr> </tbody> </table>	施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源	千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新	1,994	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費補助金	<p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 施設及び設備に関する計画</p> <p>別紙1のとおり</p>	<p>A</p>	<p>○ 中期計画に基づき、年度計画記載の設備等について、計画どおり仕様に沿って整備し、適正に執行しており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源								
千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新	1,994	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費補助金								
<p>(2) 人事に関する計画</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表します。</p> <p>特に事務・技術職員の給与水準については、平成22年度の対国家公務員指数が年齢勘案で104.7となっていることを踏まえ、平成28年度までにその指数を100.0以下に引き下げるよう、給与水準を厳しく見直します。</p> <p>また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえた見直しを行います。</p>	<p>(2) 人事に関する計画</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表します。</p> <p>また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに職員の新陳代謝を図りつつ、見直しを行います。</p>	<p>A</p>	<p>○ 人事院勧告を踏まえて、平成24年4月より役員の俸給月額を0.5%、職員の俸給月額を平均0.23%引き下げた。</p> <p>○ 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づき、国家公務員に準拠して、平成24年4月より平均7.8%引き下げた(平成26年3月まで)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員については、俸給月額・特別手当・特別地域手当を9.77%減額 ・ 職員については、俸給月額を職務の級に応じて、4.77%・7.77%・9.77%減額、管理職手当10%減額、期末・勤勉手当9.77%減額、地域手当・広域異動手当・超過勤務手当を減額後の俸給月額に連動して減額 <p>○ 平成24年度に新規職員を18人採用した新陳代謝の効果により、さらなる給与水準の引下げを図った。</p> <p>○ 対国家公務員指数(ラスパイレス指数)は、管理職員数割合が高いこと、大卒者割合が高いこと、国家公務員より地域手当の支給対象となる都市部に勤務する職員割合が高いことから、平成24年度は104.5(前年度:105.1)となり、国と概ね同等の水準と認められるが、引き続き、国家公務員に準じて適正な給与水準となるよう取り組む必要がある。</p> <p>○ なお、平成25年1月1日に施行された国家公務員退職手当法の一部改正の趣旨を踏まえ、国家公務員の退職手当制度の改正に準じた措置を講ずるため、退職手当支給規程を一部改正し、役員については平成25年4月1日より施行している(職員については、平成25年度に同規程を一部改正し、平成25年6月30日に施行している。)</p>							

<p>(3) 独立行政法人自動車事故対策機構法(平成14年法律第183号)第15条第1項に規定する積立金の使途 独立行政法人自動車事故対策機構法(平成14年法律第183号)第15条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第13条に規定する業務の運営の使途に充てます。</p>	<p>(3) 独立行政法人自動車事故対策機構法(平成14年法律第183号)第15条第1項に規定する積立金の使途 独立行政法人自動車事故対策機構法(平成14年法律第183号)第15条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第13条に規定する業務の運営の使途に充てます。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	
--	--	----------	----------	--

<記入要領>・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

SS：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評価理由」欄に明確に記述するものとする。

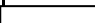
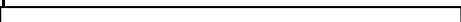
・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

評点の分布状況（項目数合計：23項目）

（23項目）

SS	0項目	
S	3項目	
A	20項目	
B	0項目	
C	0項目	

総合評価

（法人の業務の実績）

- ・ 本法人は、自動車事故の発生防止と自動車事故による被害者支援を大きな柱の業務として、社会的に重要な使命を担う独立行政法人であり、限られた人員のもとで業務運営の効率化を進めつつ、社会状況の変化に応じた新たな業務にも取り組んでいる状況にある。こうした中、第三期中期目標期間の初年度となる平成24年度の業務の実績については、中期目標の達成に向けて着実な実施状況もしくは優れた実施状況にあると認められる。
- ・ 自動車事故の発生防止については、本法人における安全指導業務の受講者・受診者を増加させるとともに、同業務における民間参入を促進させている。参入した民間団体等においても受診者が増加しており、安全指導體制の裾野拡大に寄与している。また、ISO39001（道路交通安全マネジメントシステム）の策定に積極的に携わり、国際的道路交通安全マネジメントの取組の浸透に取り組んでいる。
- ・ 被害者支援については、自動車事故による重度後遺障害者の治療・看護等を行う療護施設の確実かつ効果的な運営、療護施設入院患者の治療改善効果の多角的分析・公表、介護料受給者宅への訪問支援の充実・強化、コーディネーター（被害者支援専門員）の拡充による体制の強化、被害者ニーズに応じた介護料受給者・家族の交流会の充実を図っており、被害者支援の更なる充実を着実に前進させている。
- ・ 自動車アセスメント業務については、広報の充実を図りつつ、順調かつ堅実に業務を進めている。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- ・ 限られた経営資源の中で、確実かつ効果的な業務運営を行う必要があり、業務の効率化や組織運営の効率化について、引き続き検討、実施することが求められる。
- ・ 安全指導業務における民間参入の促進については、引き続き、新たに指導講習・適性診断の認定機関になるとうとする民間団体等に対して、これまで培ったノウハウの提供等を積極的に行うことが求められる。また、参入促進のための取組方策を策定し、計画的に実施する必要がある。
- ・ 被害者のニーズも踏まえつつ、引き続き、療護施設や訪問支援の充実等、重度後遺障害者への支援の重点化が求められる。
- ・ 給与水準については、国家公務員と概ね同等の水準となっているが、引き続き、国家公務員に準じて適正な給与水準となるよう取り組む必要がある。
- ・ 関東西部地区における委託病床については、委託先が決まっておらず、多くの被害者に公平な治療機会を確保する観点から、着実な対応が求められる。

（その他）

総合評価 （SS, S, A, B, Cの5段階） A	（評定理由） 業務運営評価・総合評価により、中期目標の達成に向けて順調に業務を実施し、成果を上げていると認められることから、着実な実施状況にあると認められる。
---------------------------------------	--

	実績	評価
1 政府方針等		
○「平成23年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成23年12月9日政委第27号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)における指摘事項を踏まえた評価。	○勧告の方向性を踏まえて策定された中期目標・中期計画・年度計画に基づき、業務運営を行ったところである(平成24年度業務実績評価調書参照)。	○勧告の方向性を踏まえて策定された中期目標・中期計画・年度計画に基づき、適切に業務運営が行われているものと認められる。
○「平成23年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」(平成25年1月21日政委第7号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)における指摘事項を踏まえた評価。	【共通事項】 ○内部統制の充実・強化 独法評価委員会に監事の出席を求め報告を受けるとともに、監事監査報告書提供を受けて評価を行った。 ○保有資産の見直し 下記3のとおり。 ○評価指標の妥当性 中期目標・中期計画の内容を年度計画に的確に反映させた。 【個別事項】 当機構に対する個別事項の指摘はない。	○内部統制の充実・強化 法人の長、監事によるイニシアティブのもと、内部統制の充実・強化の具体的取組が着実行われており、適切に実施されていると認められる(平成24年度業務実績評価調書参照)。 ○保有資産の見直し 下記3のとおり。 ○評価指標の妥当性 適切に反映されているものと認められる。
○政独委の累次の指摘や政府方針、会計検査院等において取り組むべきとされた事項について、その進捗状況を明らかにした上での評価。	○政独委からの平成22年度業務実績評価における指摘事項において、「今後の評価に当たっては、生活資金貸付業務の効率化を図る観点から、当委員会の指摘に沿って、債権回収経費等のコスト要因分析及びその結果を踏まえた業務運営等の見直しによる更なるコスト削減の取組を促し、その適切性について評価を行うべきである。」との個別意見を受けており、実績については、平成24年度業務実績評価調書を参照。 ○「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。)において個別に措置を講ずべきとされた事項については、平成24年度業務実績評価調書を参照。 ○「平成23年度決算検査報告」(平成24年11月会計検査院)において、職員の不正行為について「不当事項」として指摘されたところであるが、事件発覚後に綱紀の厳正な保持について周知徹底を図るとともに、全支所から適正な会計事務処理の状況を確認した上で、再発防止策(チェックリストの整備、職員の意識向上、内部監査体制の強化)を取りまとめ、その徹底を図っている。なお、行為者に対して、面会、文書等により返還を催促しているところであるが、行為者が本件にて収監されており、収納に至っていない。 ○「独立行政法人における不要財産の認定等の状況に関する会計検査の結果について」(平成24年10月会計検査院)において、機構設立後に差し入れている敷金等について、政府出資及び運営費交付金に係る敷金等の返戻金を財源に充てず、国からの運営費交付金を充てていることから、内部留保され、その資金の取扱いを十分検討していなかった旨を指摘された。これを受けて、機構は、当該資金が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なものかどうかを検討し、国庫納付する予定としている。	○政独委の累次の指摘については、着実に取り組まれているものと認められる(平成24年度業務実績評価調書参照)。 ○基本方針における個別事項については、着実に取り組まれているものと認められる(平成24年度業務実績評価調書参照)。 ○「平成23年度決算検査報告」による指摘事項については、再発防止策等に基づき、適切に実施されていると認められる。 ○敷金等の返戻金については、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなった資産に該当することとなった場合には、速やかに不要財産の認定を行い、国庫納付等の措置を講ずる必要があることから、適切な対応が求められる。

2 財務状況		
(1) 当期総利益(又は当期総損失)		
○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものか。	○ 当期総利益39百万円の発生要因は、有価証券の受取利息等であり、業務運営に問題等があるものではない。	○ 当期総利益の発生要因は、有価証券の受取利息等によるものであり、法人の業務運営に問題はないと認められる。
(2) 利益剰余金(又は繰越欠損金)		
○ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。	○ 利益剰余金39百万円の発生要因は、有価証券の受取利息等であり、過大な利益となっていない。	○ 利益剰余金は、有価証券の受取利息等によるものであり、過大な利益となっているとは認められない。
○ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性を含む)。さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうか。	○ 該当なし。	○ 左記項目については、該当しないことを確認した。
(3) 運営費交付金債務		
○ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。	○ 執行率は91%である。なお、運営費交付金債務の発生要因は、徹底した経費削減、自己収入の増加等によるものである。	○ 運営費交付金債務の発生要因は、経営努力によるものと認められる。
○ 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析。	○ 徹底した経費削減、自己収入の増加等による。	○ 法人の経営努力によるものであり、法人の業務運営に問題はないと認められる。
3 保有資産の管理・運用等		
(1) 保有資産全般の見直し		
ア 実物資産		
○ 「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(平成24年12月14日行政改革担当大臣決定。以下「見直し実施計画」という。)を踏まえた見直しの実施状況を明らかにした上での評価。	○ 機構においては職員宿舎を保有せず、借上げを行っているが、入居職員は頻度高く転居を伴う転勤をしている者である。 ○ 借上宿舎のうち1件については、山手線外であるが、都心3区内であることから、入居職員の地方異動にあわせて都心3区外の借上に移行することとしている。 ○ 今後の宿舎使用料の水準については、国家公務員の宿舎使用料の動向を踏まえ、対応を検討することとしている。ただし、機構の宿舎はすべて借上宿舎となっている一方、国家公務員の宿舎はほとんどの例が保有であるため、借上宿舎の使用料の取り扱いについて留意が必要である。	○ 当該方針に沿った適切な対応が求められる。

<p>○ 見直し実施計画で廃止等の方針が明らかにされている宿舎以外の宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設について、法人の自主的な保有の見直し及び有効活用の取組状況を明らかにした上での評価。</p>	<p>○「独立行政法人における不要財産の認定等の状況に関する会計検査の結果について」(平成24年10月会計検査院)において、「利用状況が確認できない福利厚生施設」とされた岡山療護センターのテニスコートについては、「岡山療護センター防火規則」に基づき、一次的避難場所として位置づけられているとともに、職員による定期的な避難訓練を実施しており、防災対策上、必要不可欠である。また、入院患者の残存機能を想起させる観点から、運動会の開催に活用しているほか、既存施設を有効活用する観点から、職員の体育施設として利用している。 ○今後とも、入院患者の利便に資する目的に沿った、適切かつ有益な活用を図ることとしている。</p>	<p>○当該保有施設については、保有の趣旨に沿って適切かつ有効な活用が求められる。</p>
<p>○ 基本方針において既に個別に措置を講ずべきとされた施設等以外の建物、土地等における、ⅰ)利用実態の把握状況、ⅱ)利用実態を踏まえた保有の必要性等の検証状況。(未利用又は利用の程度が低い資産関係)</p>	<p>○遷延性意識障害者((脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者))を治療・看護する療護センターを4箇所設置・運営しており、このために必要な建物、土地を保有している。当該業務は民間の医療機関では十分な対応がなされない自動車事故による最重度の後遺障害者に特化するなど、必要不可欠なものである(病床数は計230床、平成24年度の入床率は87.4%)。</p>	<p>○療護センターにおいて、民間の医療機関では十分な対応がなされない最重度の後遺障害者に特化して効果的、効率的に治療・看護が行われており、自動車事故による被害者に適切に利用されていることから、法人で保有することは適切であると認められる。</p>
<p>イ 金融資産</p>		
<p>○ いわゆる溜まり金の精査における、次のような運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況。 ⅰ)運営費交付金以外の財源で手当てすべき欠損金と運営費交付金債務が相殺されているもの。 ⅱ)当期総利益が資産評価損等キャッシュ・フローを伴わない費用と相殺されているもの。</p>	<p>○該当なし。</p>	<p>○左記項目については、該当しないことを確認した。</p>
<p>ウ 知的財産等</p>	<p>○現時点では特許権等の知的財産は保有していない。</p>	<p>○左記項目については、該当しないことを確認した。</p>
<p>○ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等。</p>	<p>○該当なし。</p>	<p>○左記項目については、該当しないことを確認した。</p>
<p>(2)資産の運用・管理</p>		
<p>ア 実物資産</p>		
<p>○ 活用状況等が不十分な場合は、原因が明らかにされているか。その妥当性。</p>	<p>○法人の保有する療護センターについて、平成24年度の入床率は87.4%であり、十分に活用されている。</p>	<p>○最重度の後遺障害者の利用実態に鑑み、十分に活用されていると認められる。</p>
<p>○ 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組。</p>	<p>○療護センターの運営に関しては、民間の医療機関に委託することにより管理の効率化を図っており、また、自己収入の確保の観点から、療護センターが保有する高度先進医療機器を有効活用し、外部検査を積極的に受け入れた。</p>	<p>○療護センターについて、管理の効率化や自己収入の向上に向けた取組みが適切に実施されていると認められる。</p>

イ 金融資産		
a) 資金の運用		
○ 事業用金融資金の管理・運用に関する基本方針の策定状況及び委託先の選定・評価に関する規定状況。	○ 該当なし。	○ 左記項目については、該当しないことを確認した。
○ 運用委託先の評価の実施状況及び定期的見直しの状況。	○ 該当なし。	○ 左記項目については、該当しないことを確認した。
○ 資金管理機関への委託業務に関する管理・監督状況。	○ 該当なし。	○ 左記項目については、該当しないことを確認した。
b) 債権の管理等		
○ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性。	○ 貸付利用者に返還明細書を提出させ回収計画を策定している。	○ 適切に実施されていると認められる。
○ 回収計画の実施状況。i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。	○ 貸倒懸念債権等の貸付金残高に占める割合の増加、回収計画と実績の差について、いずれも調査を実施し要因分析を行っている。	○ 適切に実施されていると認められる。
○ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。	○ 回収計画に基づいた返還が行われない場合は、返還者の生活状況を調査し、回収計画の見直しの必要性を検討している。	○ 適切に実施されていると認められる。
ウ 知的財産等		
○ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況。	○ 現時点では特許権等の知的財産は保有していない。	○ 左記項目については、該当しないことを確認した。
○ 実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組。	○ 現時点では特許権等の知的財産は保有していない。	○ 左記項目については、該当しないことを確認した。
4 人件費管理		
(1) 総人件費		
○ 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。	○ 平成24年度業務実績評価調書参照	○ 平成24年度業務実績評価調書参照 ○ 今後の取組みについても、適切に実施されるものと期待している。
(2) その他		
○ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。	○ 平成23年度から互助組織への支出を廃止している。	○ 適切に実施されていると認められる。

5 契約		
(1) 契約に係る規程類、体制		
○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等。	○ 恣意的な運用を排除するため、随意契約に係る包括条項を削除している。 ○ 複数事業年度にまたがる契約に係る規程を追加している。 ○ 契約手続きに係る実施要領(企画競争、公募)を策定している。	○ 規程類を整備し、適切に実施されていると認められる。
○ 契約事務手続きに係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等。	○ 平成24年度業務実績評価調書参照	○ 契約監視委員会を設置し、適切に実施されていると認められる(平成24年度業務実績評価調書参照)。
(2) 随意契約見直し計画		
○ 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組。	○ 平成24年度業務実績評価調書参照	○ 一般競争入札を推進し、適切に実施されていると認められる(平成24年度業務実績評価調書参照)。
(3) 個々の契約		
○ 個々の契約の競争性・透明性の確保。	○ 平成24年度業務実績評価調書参照	○ 監事や会計監査人の監査により、適切に実施されていると認められる(平成24年度業務実績評価調書参照)。
6 内部統制		
○ 内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組。監事監査結果への対応。内部統制の充実・強化に関する法人・監事の積極的な取組。	○ 平成24年度業務実績評価調書参照	○ 法人の長、監事によるイニシアティブの下、内部統制の充実・強化の具体的取組が着実に行われており、また、新たな業務運営方針を策定し、全役職員に対して周知するなど、適切に実施されていると認められる(平成24年度業務実績評価調書参照)。
○ 法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、法人にとって優先的に対応すべき重要な課題が何であるかを明らかにした上で、それへの対応状況の評価。	○ 平成24年度業務実績評価調書参照	○ 課題の解決に向けて、適切に実施されていると認められる(平成24年度業務実績評価調書参照)。
7 関連法人		
○ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。 当該関連法人との業務委託の妥当性。	○ 該当なし。	○ 左記項目については、該当しないことを確認した。
○ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性。	○ 該当なし。	○ 左記項目については、該当しないことを確認した。

<p>8 業務改善のための役職員のイニシアティブ等 についての評価</p>		
<p>○ 自然災害等に関係するリスクへの対応について、法令や国等からの指示・要請に基づくもののほか、法人独自の取組。</p>	<p>○法人独自の取組として、災害対策本部の設置に関する規程に基づき、災害等が発生した場合は災害対策本部を設置し、復旧対策等を講じることにより早急な復旧を図る態勢を整えている。 ○平成24年度は、本部事務所に設置していた情報ネットワークの基幹サーバについて、外部からの脅威に対応するため、セキュリティの高い外部のインテリジェントビルに移設するとともに、地震災害にかかる対応として、全役職員の安否確認、支所建物の被害状況等の把握を迅速に行うため、安否確認サービスの利用を開始した。</p>	<p>○適切に実施されていると認められる。</p>